

小牧市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針について

1. 概 要

令和 5 年 12 月 13 日付けで空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）を改正する法律が施行され、空家等管理活用支援法人に関する制度が創設された。このことにより、市長村長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社のうち、法で規定する事務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合に、「空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)」として指定することができることとなった。

（支援法人の業務）法第 24 条

- 所有者等への情報提供、普及啓発、相談対応等を行う。

《提案、要請権》

（支援法人による空家等対策計画の作成等の提案）法第 27 条

- その業務を行うために必要が有ると認めるときは、市町村長に対し、空家等対策計画の作成又は変更の提案することができる。

（市町村長への要請）法第 28 条

- 市町村長に対し、財産管理制度の利用を提案することができる。

2. 本市の対応

令和 5 年 11 月 30 日付で、国から「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」が示されたが、参考資料 1 のとおり、本市の方針が定められるまでの間は、支援法人の指定を行わない旨の事務取扱要綱を定め、公表した。

空家法一部抜粋

(支援法人の業務) 法第 24 条

- ① 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- ② 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- ③ 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- ④ 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- ⑤ 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案) 法第 27 条

- ① 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- ② 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅延なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請) 法第 28 条

- ① 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第 14 条各項の規定による請求をするよう要請することができる。
- ② 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第 14 条各項の規定による請求をするものとする。
- ③ 市町村長は、第 1 項の規定による要請があった場合において、第 14 条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅延なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。